

～福島市ひとり親自立支援教育訓練給付金事業のご案内～

ひとり親家庭のお父さんやお母さんが、就業に必要な資格や技能を取得するための講座受講費用を助成します。

1 支給対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- (1) 20歳未満の子を扶養している、ひとり親家庭の母または父である方
- (2) 福島市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている方
- (3) 事前相談において、資格取得及び資格取得後の就業に向けた計画を策定した方
- (4) 教育訓練講座の受講が適職に就くために必要であると認められる方
- (5) 過去にひとり親家庭自立支援教育訓練給付金を受給したことがない方

2 対象講座

- (1) 雇用保険法による教育訓練給付の指定教育訓練講座
※一般教育訓練、特定一般教育訓練、専門実践教育訓練
- (2) 就業に結びつく可能性の高い講座で市長が特に必要と認める講座

○指定講座はスマートフォンやパソコン等で検索することができます。

☞「教育訓練給付制度 講座検索」で検索してください。



講座検索ページ

3 支給額

対象講座の受講費用の「**全額**」

(上限80万円×修学年数)

※1万2千円を超えない場合は支給されません。

※雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある方には、ハローワークで支給する額を差し引いた額を支給します。

【問い合わせ先】

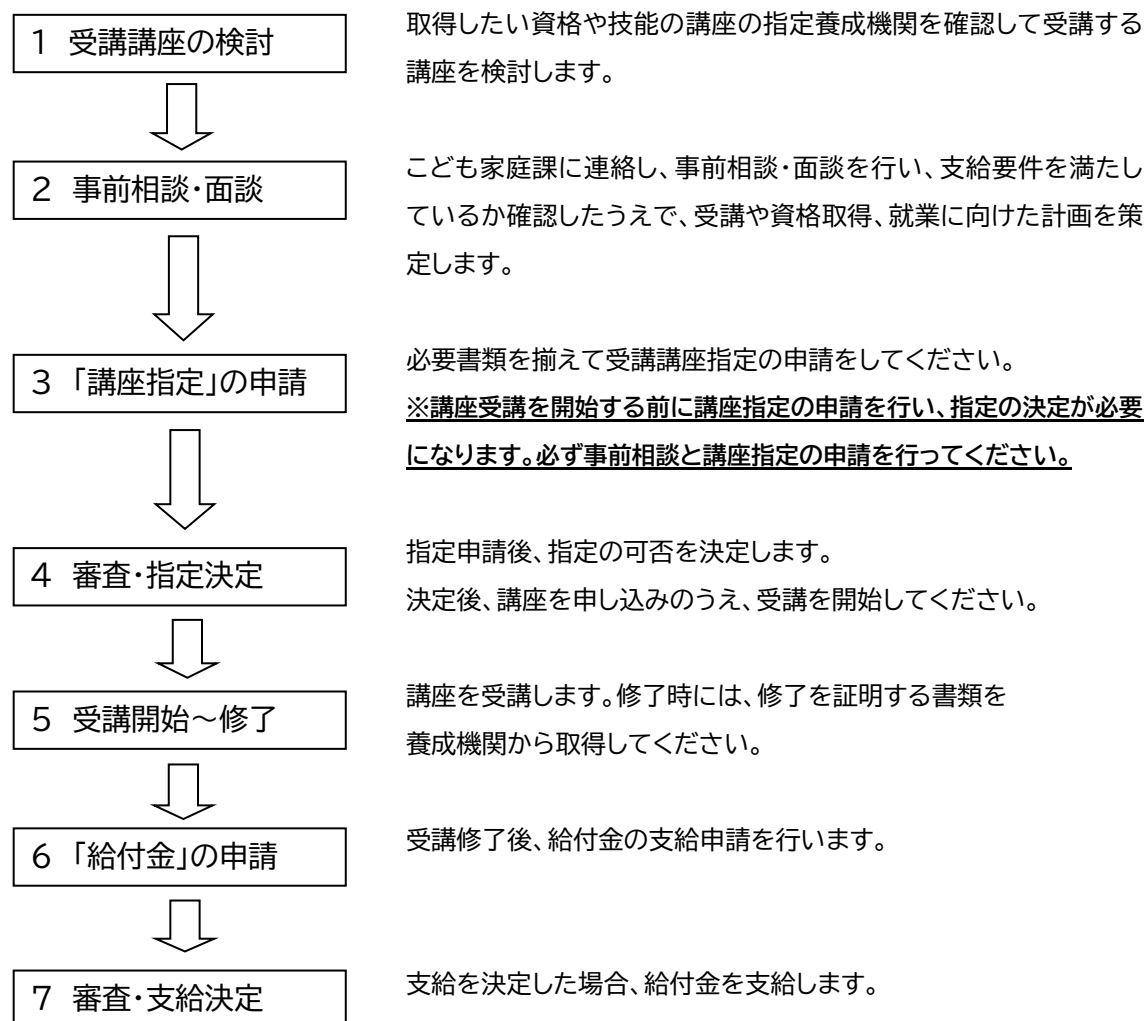
福島市こども家庭課 Tel:024-572-7106
mail:ko-katei@mail.city.fukushima.fukushima.jp



※申請にあたって、こども家庭課に事前相談が必要です。

担当職員が不在の場合がありますので、事前に電話相談・来所予約をお願いします。

◎手続きの流れ



(1)「講座指定の申請」に必要な書類 ※受講開始前

- ①受講対象講座指定申請書
- ②ひとり親家庭の母または父及びその児童の戸籍謄本または抄本
※申請の1か月以内に発行されたもの
- ③世帯全員の住民票
- ④事前相談において策定した資格取得及び資格取得後の就業に向けた計画書
- ⑤公共職業安定所が発行する雇用保険の「教育訓練給付金支給要件回答書」
- ⑥受講を希望する講座のパンフレットその他講座の内容が分かるもの

(2)「給付金の申請」に必要な書類 ※受講修了後

- ① 給付金支給申請書
- ② 上記(1)②～③と同様
- ③ 受講対象講座指定通知書
- ④ 講座受講を修了したことを証明する書類
- ⑤ 教育訓練機関の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
- ⑥ 公共職業安定所が発行する雇用保険の「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- ⑦ その他市長が必要と認める書類